# 二重被災世帯見舞金の支給について

## ＜市長コメント＞

昨年１０月の台風第１９号では、東日本大震災による地盤沈下の影響と排水対策事業が終了していないことなどの要因が重なった結果、市内の広範囲で建物浸水の被害が発生いたしました。

この中には、東日本大震災で被災された方が、新たな再建先等で今回の台風による浸水被害を受けた、いわゆる『二重に被災した世帯』が含まれている現状を鑑み、重ねて被災された世帯に対しまして、今回、見舞金を支給することといたしました。

その内容等について御説明いたします。

対象世帯及び支給金額につきましては、台風第１９号被災時に市民であり、罹災判定が東日本大震災で半壊以上の世帯で、なおかつ、
台風第１９号で「全壊」「大規模半壊」「半壊」の被災世帯に１０万円、
「一部損壊の床上浸水」の世帯に５万円　を支給するものであり、申請数は４１０世帯を見込んでおります。

なお、申請期間は、本年４月１日から６月３０日までを予定しており、市ホームページ等で周知するとともに、該当世帯に対しましては、個別に通知することとしております。

改めまして、この度の台風第１９号で被害に遭われた方々に対しましては、心よりお見舞いを申し上げますとともに、引き続き丁寧な支援に努めてまいります。